

令和4年度（2022年度）

# 幼児教育・保育無償化に伴う手続きのご案内

令和元年（2019年）10月から幼児教育・保育の無償化が開始されました。  
無償化の対象となるためには、熊本市から事前に「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。  
認定を希望する場合は、この案内をよく読んで申請してください。

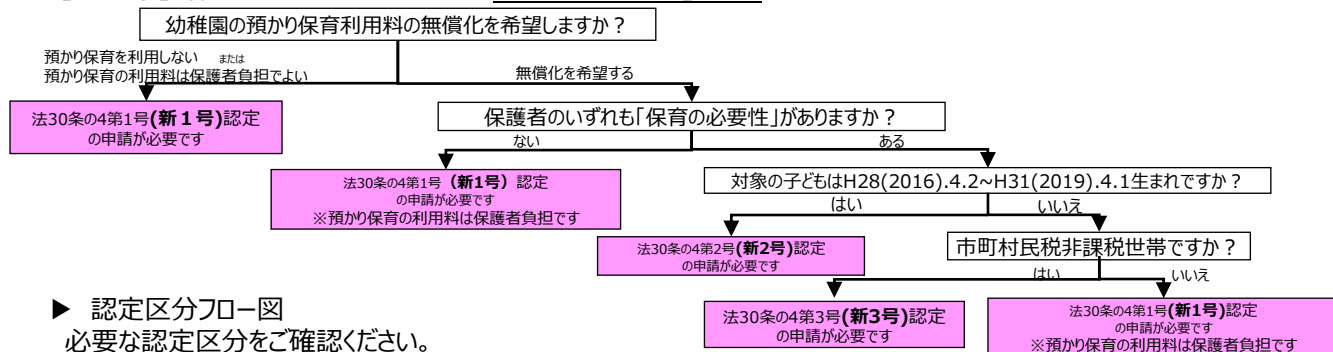
## 1 無償化の対象者と範囲

満3歳から小学校就学前までの子どもで、施設等利用給付認定の**新1号認定**を受けた場合は、保育料・入園料が**上限の範囲で無償**となります。

また、**次の条件①②いずれも満たし**、施設等利用給付認定の**新2号・新3号認定**を受けた場合は、保育料・入園料に加え、**預かり保育の利用料も上限の範囲内で無償**となります。

[条件①] 令和4年4月1日時点で**3歳以上**の小学校就学前子ども、または、  
令和4年4月1日時点で**3歳未満の市町村民税非課税世帯**の子ども

[条件②] 保護者のいずれも就労等の「**保育の必要性**」がある



施設等利用給付認定区分	子どもの年齢	認定を受けるための要件	無償化の上限額	
			幼稚園保育料(※)	預かり保育の利用料
法30条の4第1号(新1号)	満3歳以上	要件なし	25,700円/月 (国立大学附属幼稚園は8,700円/月)	無償化の対象外(保護者負担)
法30条の4第2号(新2号)	H28(2016).4.2~H31(2019).4.1生まれ	保育の必要性があること		450円/日×利用日数(上限11,300円/月)
法30条の4第3号(新3号)	H31(2019).4.2生まれ以降	市町村民税非課税世帯 かつ 保育の必要性があること		450円/日×利用日数(上限16,300円/月)

- ※保育料は、月額保育料に入園初年度の入園料を年間の在籍月数で割った額を加えた額までが対象です。
- ※市外転出入等により施設等利用給付認定の期間が月の途中で開始・終了となる場合は、対象月の上限額が変わります。
- ※通園先の幼稚園が実施する預かり保育が①平日教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数が200日未満のいずれかの要件に該当する場合は、認可外保育施設等の利用料が無償化の対象になります。(月額上限額から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限)
- ※預かり保育は、新2号・新3号の認定を受けたとしても園の状況により必ずしも全員が利用できるとは限りません。
- ※預かり保育の利用料は、償還払いとなります。保護者が利用料をいったん施設に支払い、領収証などを添付した所定の請求書を市へ提出することで、支払った額の全部または一部を支給します。
- ※食材料費(ごはん、おかず、おやつ代)、通園送迎費、行事費、教材料費などは、保護者の負担になります。

## 2 「施設等利用給付認定」申請の受付期間と提出先

認定希望月(利用開始月)	申請書受付期間	提出先
令和4年(2022年)4月	利用する園の指定する3月の期限まで	利用する幼稚園
令和4年(2022年)5月以降	認定希望月の前月15日まで (15日が土・日・祝日の場合は翌開庁日)	

※やむを得ない理由等により上記の申請書受付期間までに提出ができない場合は、熊本市保育幼稚園課へ直接ご提出ください。認定開始日は、申請書受理日より前にさかのぼることはできません。

### 3 「保育の必要性」について

「保育の必要性」は、**保護者のいずれもが**次のいずれかの事由に該当する必要があります。

	保育を必要とする事由	認定期間
1	就労（※）	在職期間の月末まで
2	妊娠・出産	出産予定日の前8週から後8週の期間を含む月単位の期間
3	保護者の疾病・障がい	療養に要する期間（※診断書・手帳に証明された期間）
4	同居親族等の介護・看護（※）	介護・看護に要する期間
5	災害復旧	災害復旧に要する期間
6	求職活動（起業準備含む）	3ヶ月（※認定開始月の翌々月の月末）まで
7	就学（※）	就学期間の月末まで
8	虐待やDVのおそれがあること	状況により異なる
9	育児休業取得中の継続保育利用	原則育児休業期間終了の月末まで ※育児休業開始前から施設等を利用していた場合に限る

（※）「1就労」、「4介護・看護」、「7就学」を事由とする場合、**月52時間かつ月13日以上**を常態としていることが要件となります。

#### 【育児休業中の施設等利用給付認定について】

- 育児休業期間中を希望月とした新規の認定はできません。  
ただし、育児休業から職場復帰する場合、  
復職日が当該月の1～15日の場合は、復職月の前月から認定が可能です。  
復職日が当該月の16日～末日の場合は、復職月から認定が可能です。
- 職場復帰後は、復職日の確認ができる書類の提出が必要です。期限までに書類の提出がない場合は、認定を取消すことがあります。

### 4 「施設等利用給付認定」申請に必要な書類

**必要な書類** ※申込児童1人につき1部必要となります。

必要な書類		施設等利用給付認定区分		
		新1号	新2号	新3号
①	子育てのための施設等利用給付認定申請書	○	○	○
②	保育の必要性を証明する書類 →【表1】参照	○	○	○
③	状況により必要となる書類 →【表2】参照 該当する方のみ	○	○	○
④	申請者の個人番号確認書類および本人確認書類の写し→【表3】参照	○	○	○

※認可保育所等利用申込に基づき発行される教育・保育給付の「支給認定証（第2号・第3号認定のみ）」をお持ちの方で、その有効期間が令和4年（2022年）4月1日以降であり、かつ、認定希望日時時点で有効な場合は、「支給認定証（第2号・第3号認定のみ）」を添付（コピー可）することにより、上記②～④の書類の提出は不要です。

#### 【表1】保育の必要性を証明する書類

※各証明書は、申請書受付日から起算して3ヶ月以内に証明（記入）されたものが有効となります。

保育を必要とする事由	保育の必要性を証明する書類	備考
就労	お勤め □就労証明書	※記入はお勤め先 ※就労先が複数ある場合は、お勤め先ごとの証明が必要 ※祖父母が営む自営業に従事している場合は、祖父母の自営の状況が確認できる書類を添付してください（ただし、法人格がある場合は不要）
	お勤め予定 □就労（予定）証明書	※記入はお勤め先 ※就労開始後改めて就労証明書の提出が必要です
	自営業 農業 内職 □就労証明書 □自営の状況が確認できる書類	【自営の状況が確認できる書類】 ①または② ①最新年分の確定申告書（第一表・第二表）の控えの写し ②市民税申告書の写し ③営業許可証または開業届の写しと請求書・領収書等（第三者が発行したものに限り） ※③は開業して申告時期を迎えていない場合に限ります

保育を必要とする事由	保育の必要性を証明する書類	備考
妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 親子健康手帳（母子手帳）の写し	表紙（母氏名）と出産（予定日）が確認できるページ
疾病	<input type="checkbox"/> 診断書（原本）	療養期間と保育ができない旨の記載が必要
障がい	<input type="checkbox"/> 障害者手帳等の写し	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
同居親族等の介護・看護	<input type="checkbox"/> 介護・看護申立書 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証の写し、障害者手帳等の写し等 <input type="checkbox"/> 診断書（原本）	※被介護者が要介護3以上の場合には診断書の提出は不要
災害復旧	<input type="checkbox"/> り災証明書 <input type="checkbox"/> 復旧に要する時間が分かるもの	※個別に状況を確認させていただきます。
求職活動（起業準備含む）	<input type="checkbox"/> 求職活動・起業準備状況申立書（施設等利用給付認定用）	
就学	<input type="checkbox"/> 在学証明書（合格通知書等） <input type="checkbox"/> カリキュラム（時間割等）	在学期間と月の就学時間が確認できるもの
虐待やDVのおそれがあること	状況により必要な書類が異なりますので、熊本市保育幼稚園課へご相談ください。	
育児休業取得中の継続保育利用	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 施設が発行する在園証明書	育児休業開始前から施設利用が確認できた場合に限り認定

※新3号認定の非課税世帯および副食費補足給付事業の判定について

令和4年4～8月利用分は令和3年度の市町村民税額、令和4年9月～令和5年3月利用分は令和4年度の市町村民税額の保護者合算額で判定します。また、父母の収入だけでは生計維持が困難（月收入10万円未満）と判断される場合で、祖父母と同居している場合は、祖父母のいずれか所得額が高い方も市町村民税非課税世帯であるか確認します。該当する場合には、父母の収入が確認できるもの、祖父母の税資料等の提出を依頼することがあります。

【表2】状況により必要となる書類

副食費の補足給付事業の対象者判定のため、次に該当する方は必要書類を添付してください。

世帯の状況		必要書類
申込児童の <u>小学校就学前の兄姉</u> が次の施設を利用している場合  企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚園、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援		<input type="checkbox"/> （兄姉が企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚園に在園の場合） 兄姉の在園証明書（3ヶ月以内に発行されたもの） <input type="checkbox"/> （兄姉が児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援を利用している場合） 兄姉の受給者証（児童名が分かるページおよび当該サービスを利用していることが確認できるページ）の写し
令和4年4月～8月に認定希望（利用開始）の方	<b>令和3年（2021年）1月1日現在の住所地が熊本市以外の方</b> ・令和3年（2021年）1月2日以降に熊本市に転入された方 ・単身赴任等で保育料算定保護者の住民票が熊本市にない方 ・令和2年（2020年）中に日本国外で就労された方 等	<input type="checkbox"/> 令和3年度（2021年度）の市町村民税所得割額が分かる証明書（課税証明書など） ※令和3年（2021年）1月1日現在の居住市区町村が発行するもの ※配偶者控除の対象の方についても、課税（非課税）証明が必要です。 ※国外で就労された方は、令和2年（2020年）中の収入を証する書類（和訳文を添付すること）が必要です。
令和4年9月～令和5年3月に認定希望（利用開始）の方	<b>令和4年（2022年）1月1日現在の住所地が熊本市以外の方</b> ・令和4年（2022年）1月2日以降に熊本市に転入された方 ・単身赴任等で保育料算定保護者の住民票が熊本市にない方 ・令和3年（2021年）中に日本国外で就労された方 等	<input type="checkbox"/> 令和4年度（2022年度）の市町村民税所得割額が分かる証明書（課税証明書など） ※令和4年（2022年）1月1日現在の居住市区町村が発行するもの ※配偶者控除の対象の方についても、課税（非課税）証明が必要です。 ※国外で就労された方は、令和3年（2021年）中の収入を証する書類（和訳文を添付すること）が必要です。

### 【表3】個人番号（マイナンバー）の届出と添付書類

「子ども・子育て支援法施行規則」の規定に基づき、施設等利用給付認定申請には個人番号（マイナンバー）の届出が必要です。また、施設等利用給付認定申請書を提出のときは、次のとおり「個人番号確認」と「本人確認」の書類の写しを添付し提出してください。 ※窓口にて職員が原本を確認できた場合は写しの提出は不要です。

個人番号確認書類 ※次のうち、いずれか1点で可	本人確認書類	
	身分証明書（写真付き） ※次のうちいずれか1点で可	身分証明書（写真なし） ※次のうち2点必要
<input type="checkbox"/> 個人番号カード ※身分証明書にもなります。 <input type="checkbox"/> 個人番号通知カード ※住所や氏名等の記載事項に変更がある場合は証明書として使用することができません。 <input type="checkbox"/> 個人番号記載の住民票等	+ <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 障害者手帳（身体/精神/療育） <input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他官公署発行の写真付身分証明書等で、住所、氏名、生年月日の記載のあるもの	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他官公署等からの発行書類で、住所、氏名、生年月日の記載のあるもの

## 5 認定を受けた後、世帯の状況等が変わった場合は必ず届け出をしてください。

認定を受けた後に、世帯の状況が変わった場合は、保育幼稚園課へ連絡し、必要書類を提出してください。

【例】・氏名、世帯構成等に変更があった場合（結婚（事実婚含む）、離婚、祖父母との同居開始・終了）

- ・妊娠（出産）した場合
- ・住所が変わった場合
- ・就職、育児休業復帰、退職、転職、勤務形態の変更があった場合
- ・生活保護の廃止・開始
- ・その他、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合 等

※変更内容によっては、認定結果が変わりますのでご注意ください。

※市外へ転出した場合は、熊本市での認定は終了となります。転出先の市町村で改めて施設等利用給付認定申請の手続きが必要となります。

## 6 年1回の現況確認について

保育を必要とする事由や状況が引き続き該当するか確認するため、年1回「現況届」および「保育の必要性を証明する書類」等の提出が必要となります。提出時期は、別途お知らせします。

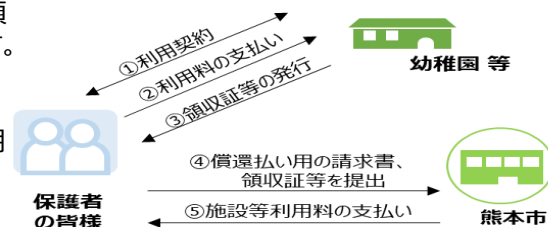
## 7 預かり保育利用料の償還払いの手続きについて

施設等利用給付認定（新2号・新3号）の有効期間中は、預かり保育の利用料が上限額の範囲で無償（償還払い）になります。

施設へ利用料をいったん支払った後、熊本市保育幼稚園課へ請求書および領収証等を提出してください。

支払いは、年4回（3ヶ月分）を予定しておりますが、請求時期等は別途熊本市ホームページ等でお知らせします。

領収証等は、なくさないように保管してください。



## 8 副食費の補足給付事業について

次の①②③のいずれかに該当する満3歳以上の施設等利用給付認定児童は、副食費（おかず、おやつなど）に対して月額4,500円を上限に補助する制度があります。対象者には、補助対象の通知書を送付します。

①保護者の市町村民税所得割額合算額が77,101円未満の世帯の子ども

②小学校1～3年生および特定施設・事業（※）に在園または利用する就学前の兄弟から数えて第3子以降の子ども

（※）幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援

③18歳未満の兄弟から数えて第3子以降の子ども（ただし、上記②に定める子ども及び保護者の市町村民税所得割額合算額が211,201円以上の場合を除く。）

なお、副食費の補足給付事業の補助金は、半年ごとに施設へ支給します。副食費の支払い方法は、施設で異なりますので、施設へお尋ねください。

## 【問い合わせ先】

熊本市保育幼稚園課

TEL：096-328-2568 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1

各種申請様式は、熊本市ホームページからダウンロードまたは各区役所保健子ども課、熊本市保育幼稚園課で配布しています。

